

昇 格 基 準

(R 4. 3. 24～)

給料表	職の区分	昇格区分 (級→級)	昇格前	必要任 用年数	必要在 級年数	昇格後	摘 要	
			級一号給			級一号給		
行政職	主任・主事級	1→2	1-33		1	2-1	※1	
		2→3	2-21		1	3-6	規則より1号給上位、※4	
	係長級	3→4	3-33	2		4-17		
	課長補佐級	4→5	4-45	2		5-37		
	課長級	6→7	必要任用年数経過時	2		規則どおり		
研究職	主任・技師級	1→2	1-25		2	2-1		
		2→3	2-41		2	3-7	規則より2号給下位	
	副部長級	3→4	上席主幹研究員任用時			同額又は直近上位		
			上記以外	10		(注)		
部長級	4→5	必要任用年数経過時	2		規則どおり			
医療職(二)	主任・技師級	1→2	短大3卒	1-25		1	2-5	
			その他	1-21		2	2-1	
		2→3	2-21		1	3-6	規則より1号給上位	
		3→4	3-21		1	4-9		
	係長級	3→4	3-21		1	4-9		
		4→5	4-22	2	1	5-6		
		課長級	6→7	必要任用年数経過時	2		規則どおり	
海事職	業務技師級	1→2	1-21		2	2-1		
		2→3	2-37		1	3-15		
	免許あり	3→4	3-65	※2	2	4-26	規則より7号給下位	
	航海士級	2→3	2-21	2		3-1		
		3→4	3-33		1	4-17		
	中型船舶(二種)船長級	4→5	必要任用年数経過時	2				
教育職(一)	実習助手	1→2	免許あり	1-45		2	2-25	※3
			免許なし	1-111		1	2-59	※3
	寄宿舎指導員	1→2	1-111		1	2-59	※3	

※1 行政職給料表初任給基準表の試験欄の上級の区分以外の適用を受けた職員の必要在級年数については、初任給を1級29号給以上の号給に決定された者にとっては2年、それ以外の者にとっては3年とする。

※2 海技士免許取得2年経過後又は甲板長等任用2年経過後

※3 教育委員会が実施する試験の合格者に限る。

※4 昇給により2級21号給以上かつ在級1年を満了した者は、直近の4月1日に3級に昇格する。

(注) 当分の間任用10年とする。

昇 格 基 準

給料表	職の区分	昇格区分 (級→級)	昇格前	昇格後	摘 要
			級一号給	級一号給	
技能労務職	労務職	1→2	1-61	2-9	
		2→3	2-25	3-17	
	技能職	1→2	1-61	2-9	
		2→3	2-25	3-17	
		3→4	3-37	4-37	
		4→5	主任任用2年経過後	規則どおり	